

## 平成23年泉北水道企業団議会第1回定例会会議録

平成23年 2月10日（木）午前10時 泉北水道企業団議会第1回定例会を泉北水道企業団信太山事務所に招集した。

### 1. 出席議員は次のとおりである。

1番 丸谷正八郎 議員    2番 村岡 均 議員    3番 小西日出夫 議員    5番 田中 一吉 議員    6番 高橋 登 議員  
7番 着本 直幸 議員    8番 服部 敏男 議員    9番 須藤洋之進 議員    10番 藤田 充 議員    11番 金児 和子 議員  
12番 森 博英 議員    13番 出川 康二 議員    14番 佐藤 一夫 議員    15番 清水 明治 議員    16番 金田美樹子 議員

### 1. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	監査報告第1号	例月出納検査の結果報告について（9月分）
日程第4	監査報告第2号	例月出納検査の結果報告について（10月分）
日程第5	監査報告第3号	例月出納検査の結果報告について（11月分）
日程第6	報告第1号	専決処分承認を求めることについて
日程第7	報告事項	水道事業の広域化等に関する調査の報告について
日程第8	議案第1号	泉北水道企業団職員の育児休業等に関する条例及び泉北水道企業団職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
日程第9	議案第2号	平成22年度泉北水道企業団事業会計補正予算（第1号）について
日程第10	議案第3号	平成23年度泉北水道企業団水道事業会計予算について

1. 地方自治法第121条の規程により本会議に出席を求め出席した者は次のとおりである。

企業長	阪口 伸六
副企業長	神谷 昇
副企業長	辻 宏康
監査委員	石田 守
和泉市上下水道部長	坂上 宣要
泉大津市上下水道局長	上北 俊賢
高石市土木部長	田野 泰偉
泉北水道企業団水道事業所長	寺内 正満
同次長	西田 敬一
同次長兼浄配水課長	辻本 孝之
同庶務課長	定 等
同庶務課長補佐	中川 尚
同浄配水課長補佐	山口 和久
同浄配水課長補佐兼浄配水係長	山田 佳彦

1. 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

泉北水道企業団 庶 務 課 長	定 等
同庶務課長補佐	中川 尚

---

開 会

---

平成 23 年 2 月 10 日（木）午前 10 時開会

- 議長（田中 一吉議員） おはようございます。たいへん長らくお待たせをいたしました。  
本日は、公私何かと御多用のところ、早朝より本会議に御出席をいただき誠にありがとうございます。  
会議を始めます前にあらかじめ議会運営委員会の御内意をいただき、本日の議案書について一部訂正がございます。  
議案書の日程第 6 報告第 1 号専決処分の承認を求めることについての専決番号に誤りがございました。訂正内容は専決第 1 号とありますが正しくは専決第 2 号でございます。  
ただいまより、訂正したものをお手元に配布いたしまして、事前にお配りをいたしております資料を回収させていただきます。  
それでは、事務局より本日の出席議員について報告をいたさせます。
  
- 次長（西田 敬一君） 次長の西田です。御報告申し上げます、本日の出席議員数は全員出席の 15 名でございます。
  
- 議長（田中 一吉議員） ただいまの報告どおり出席議員数 15 名をもちまして、会議が成立をいたしておりますので、これより平成 23 年泉北水道企業団議会第 1 回定例会を開会いたします。  
会議に先立ちまして、企業長より開会にあたりましての挨拶の申し出がございますので、これを許可することにいたします。
  
- 企業長（阪口 伸六市長） おはようございます。議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。  
本日ここに、平成 23 年泉北水道企業団議会第 1 回定例会の招集を申し上げましたところ、議員の皆様方には、公私何かと御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。  
また、平素は当企業団の運営につきまして、いろいろと御支援、御配意をいただいておりますことを、心から深く感謝申し上げる次第でございます。  
さて、平成 22 年度の送水状況でございますが、昨年の 11 月から今年の 1 月末までの 3 ヶ月の雨量が例年の二分の一しかなく、原水確保に苦慮しておるところでございますが、1 月末現在で、年間計画水量の約 82% の送水をしております。これも光明池土地

改良区を始め関係三市の御協力があったとのことだと、感謝いたしているところでございます。しかしながら、水道事業を取り巻く情勢は、水質基準の強化並びに景気の低迷に加え、ライフスタイルの変化で水需要が伸び悩むなど、水道事業経営はますます厳しくなることが予想されております。

平成23年度の予算編成にあたりましては、原水の確保と安定送水に配慮しながら、企業努力を念頭にこれに係る必要経費を計上した次第でございます。後ほど担当者から詳しい説明をいたさせますが、どうか、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本日の定例会に御提案申し上げております諸議案につきましては、例月出納検査の結果報告と専決処分報告及び泉北水道企業団職員の育児休業等に関する条例及び泉北水道企業団職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）並びに平成22年度泉北水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）と平成23年度泉北水道企業団水道事業会計予算についてでございます。

何とぞ、慎重御審議をいただきまして、いずれも御可決、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 一吉議員） 企業長の挨拶が終わりました。

それでは、ただいまより会議に入らせていただきます。

本日の議事日程についてでございますが、あらかじめ議会運営委員会の御内意をいただいておりますので、お手元の日程により議事を進めてまいりたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（田中 一吉議員） 異議なしの声がございますので、お手元の日程どおり議事に入らせていただきます。

それでは、議事日程にしたがいまして、日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたしたいと存じます。指名につきましては、会議規則第102条の規程によりまして、本日の会議録署名議員を私より御指名申し上げます。

12番、森 博英 議員、13番、出川 康二 議員、以上の御両名をお願いいたします。

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、本日一日と定めたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(田中 一吉議員) 異議なしと認めます。

よって本定例会の会期につきましては、本日一日と定めることに決定いたしました。

次に日程第3監査報告第1号「例月出納検査の結果報告について」より、日程第5監査報告第3号「例月出納検査の結果報告について」の3議案は、それぞれ関連がございますので一括議題といたします。

本件につきましては、すでに議員各位に御送付申し上げておりますとおり、平成22年9月分から平成22年11月分の各月末現在の現金出納状況等の結果報告でございます。

つきましては、お目通し願っておることと存じますので、何か御質問等ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(田中 一吉議員) ないようでございますので、本件につきましては、これをもちまして終わらせていただきます。

続きまして、日程第6報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本件について、理事者より説明を願います。

○所長(寺内 正満君) 所長の寺内でございます。ただいま、議題となりました、報告第1号、先ほど差し替えをさせていただきました専決第2号でございます。申し訳ございませんでした。「泉北水道企業団議会議員の議員報酬等に関する条例及び泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」専決をさせていただきました理由並びに内容について御説明申し上げます。

これは、去年の人事院勧告に基づきまして、一般職職員の期末手当及び勤勉手当が改定されたことに伴いまして、泉北水道企業団議会議員の議員報酬等に関する条例及び泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例におきましても、所要の改正が必要となったものでございます。また、この基準日が平成22年12月1日でありますことから、その前日までに公布施行されることが、

必要となったものでもございますが、構成三市市議会の日程状況等から、当企業団の議会を招集することが困難でございましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分を行いましたもので、同条第3項の規定によりまして、議会に御報告を申し上げ、承認を求めるものでございます。

その内容についてでございますが、第1条泉北水道企業団議会議員の議員報酬等に関する条例の第5条第2項中「100分の195」を「100分の190」に「100分の220」を「100分の205」に改めまして、第2条泉北水道企業団企業長及び副企業長の給与に関する条例の第4条第2項中「100分の195」を「100分の190」に、「100分の220」を「100分の205」に改正したものでございます。

次に、附則の第1項でございますが、この条例の施行日は、平成22年12月1日から施行するものでございます。

第2及び第3項につきましては、期末手当の特例措置でございまして、議会議員及び企業長、副企業長の平成22年12月支給分に限り、「100分の205」を「100分の200」とするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、理由並びにその内容についての説明を終わらせていただきます。なお、新旧対照表を添付いたしておりますので、御参照いただきまして、御審議の上、原案どおり承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 一吉議員） 説明が終わりました。  
本件について、質疑御意見ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（田中 一吉議員） 質疑御意見のないものと認め、日程第6報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第7報告事項であります、「水道事業の広域化等に関する調査の報告について」事務局より報告の申し出がありますのでこれを許可することにいたします。

○所長（寺内 正満君） 所長の寺内でございます。  
報告事項といたしまして、「水道事業の広域化等に関する調査」につきましての最終報告書を資料といたしましてお手元に用意さ

せていただいております。

内容の説明は、後ほど担当の方からさせますが、私の方から広域等の調査、検討を行うに至りました現在までの経過と調査結果についてを簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

議員皆様方も御存知のように、当団が抱えておりました平成21年廃止問題につきましては、厚労省並びに大阪府環境衛生課と協議を重ねてまいりました。その結果、大阪府から企業団が抱えている諸課題の整理及び新たな広域化を検討するのであれば、平成23年度までの用水供給事業の延長を容認していただいているところでございまして、これを受けまして平成20年度から企業団並びに構成三市の水道事業について、現状の調査及び水道広域化等の基礎的調査を行い、今後の企業団並びに構成三市の水道事業の方向性を検討するための、基礎資料を作成を目的とする調査を平成20年11月から2年間にかけて実施したものでございます。調査の結果といたしましては、企業団並びに構成三市が広域化を行うことで、より効率的に、効果的に水道事業運営が行えるとの調査結果を得ているところでございます。

また、この調査結果を基に企業団並びに構成三市が広域化に取り組むことで平成24年度以降の用水供給事業の継続が可能であるとの見解が大阪府環境衛生課より示され「来年度全面的な改訂を予定している広域的水道整備計画に企業団の構想を示す方向を踏まえつつ、府域の水道事業体が実施する広域化について記載することとなる」との回答を得ているところでございます。

このことにより、企業団並びに構成三市は、本調査結果を基に23年度から広域化に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

なお、調査の進捗よくにつきましては、平成21年10月の第2回定例会の折りに開催されました、議員全員協議会に中間報告を、また、昨年10月の第2回定例会後の議員全員協議会におきましても現状を報告させていただきましたところでございます。

何とぞ、よろしく、御理解を賜りましてお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私の説明は終わらせていただきます。

内容説明を担当の方からいたしますので、よろしく願いいたします。

○庶務課長（定 等） 庶務課長の定でございます

それでは、お手元の水道事業の広域化等に関する調査の最終報告書から説明させていただきます。

まず、1ページ目をお願いいたします。本調査の目的でございますが、調査目的は、水道を広域的に整備し安全で安心した給水体制を確立するため、泉北水道企業団並びに構成3市である泉大津市・和泉市・高石市の水道事業について、現状調査及び水道広域化

の基礎的調査を行い、今後の4事業体の方向性を検討するための資料を作成することを目的としております。また、調査期間は平成20年11月から平成22年10月の2年間となっております。調査内容は、現状の分析、水道広域化の方向性の検討、水道広域化の実現に向けて、基本計画のとりまとめとなっております。次に2ページ目でございますが、2ページ目につきましては、前回の現状報告の中で報告をさせていただきましたので、割愛させていただきます。次に3ページ目をお願いいたします。

3ページ目の片カッコ3の広域化の効果の検証でございますが、これは、財政シュミレーションなどの結果により、一部事務の共同化や施設の共同化並びに事業統合を行うことでコスト縮減が期待できるとなっております。各項目の効果につきましては記載のとおりでございます。

次に、4ページ目をお願いいたします。片カッコ4の広域化の取組方針でございますが、広域化効果の検証を踏まえまして、今後の取組方といたしまして、図に示してありますように平成23年度から事前検討を行い、第1段階で一部事務の共同化、第2段階で施設の共同化、そして経営の一体化といったような段階的に広域化を進めていくことが望ましいと考えております。

最後に広域化の具体的な取組スケジュールでございますが、具体的な取組スケジュールにつきましては、6ページをお願いいたします、6ページのスケジュール表で説明させていただきます。広域化の今後のスケジュールにつきましては、表に示してありますように平成23年度は一部事務の共同化に向けての準備とし、企業団の規約改定及び共通仕様書作成等を行い、平成24年度から3市一括発注に係る業務を当団で実施し、その後、平成27年度から対象業務を共同化して、それを企業団で実施することを目指します。次に施設の共同化についてでございますが、これも一部事務の共同化と同様に平成23年度から共同受配水施設の整備、送配水管施設の整備等、計画策定から実施設計、工事と中・長期的視点で協議・検討を進めていくことになっております。最後に最終目標となる経営の一体化から事業統合についてでございますが、平成28年度から事業統合方針、料金の統一、施設の統廃合等の協議検討を行い、平成33年度の経営の一体化を目指すスケジュールとなっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（田中 一吉議員）報告が終わりました。本件について、質問御意見ございませんか。

はい、出川議員。

○13番（出川 康二議員） 高石市の出川です。この報告書を頂いておるわけですが、この具体的なですね、そのもう少しこの検討した資料というんですか、これをちょっとね、見せていただきたいと、将来どういうふうなことに、例えば施設の共同化ある

いは、この時に検討された個々の事や三市さんがあるから、すいませんけども例えば和泉市の施設の共同化をする時には、どういう形で新たな設備投資を何どこにするのかあるいはここに書いてあるように双方の施設の一体の管理でですね、その泉大津と高石は用水廃止に伴う代替施設の費用が削減できるとかですね、その和泉市のどの施設をどういうふうに使って高石なり和泉なりの、その配水がですね、どうされるのか、全くこう図示も何もされていないわけですね、で、そしてこれ、何%削減されると新たな設備投資はどれだけなのか、と言いますのはね、まあ、高石においてもいろいろな耐震化の設備であるとか、それから今、予算が組まれておるわけでございまして、そういう物との整合性をこうして行くのかということが我々としても検討せざるをえないわけでございましてね、ただ、これだけで、そのこれだけの縮減が計れるんだということだけではですね、全く、その頭に描けない、まあ現状この和泉市の配水設備がどうで、どの部分がどうなのか、いうことも含めてですね、もう少しこの、詳しい資料というか検討資料をね、全部の議員にくれとか申しませんので、各市にですね議会にちょっと1冊ずつでもですね置いていただいて、ちょっと検討研究するですね、基礎資料を提起していただきたいと、そうではありませんとね26%削減されるとか、10%削減されると言っただけで、どうなっていくのかですね、ということも含めてですね、これだけでは私共の説明責任が問われることになりますのでね、やはりそういうものはきちっと、本来ならばこの議案、報告書は出される前にね、しかるべき検討シュミレーション結果等をですね出すべきだと思うんですね、それを出されないで今日物貰えるわけなので、事後でも結構ですから、こういう物を出して下さい。

そうしませんが、それは兼行だとか、その大事な水の問題ですね、これ命にかかわる問題ですから、そういう点でですね、ちょっと資料の提起をお願いしたいと、まあ方向性はですよ、こういう、この水源を私は活用すべきだという立場ですから、こういう事で広域化によってこの水源が守られるということになるということは、私は基本的には理解をしているつもりなんですけども、どういう事でどうなるかということは、やはり我々としては知る必要がありますし、説明責任が問われるわけであるので、ひとつ、そういう物を出していただきたいと、こういう要望をさしていただきたいのでございます。

○議長（田中 一吉議員）　　ちょっと私の方で確認をさせていただきますが、個別の質疑・答弁という事じゃなくて、これが出てきた基礎資料を、とにかく提出できるのかどうかということで確認をさせていただいてよろしいですね。

それに限っての答弁をお願いいたします。

○次長（辻本 孝之）　　次長兼浄配水課長の辻本でございます。

ただいまの件についてはですね、この2年間の調査の成果品が1月末で出来上がっております、これを3市に配布いたしまして、

その中で閲覧していただければと思っております。それには議員が仰るようにすべての調査が出ております。以上でございます。

○議長（田中 一吉議員） よろしいでしょうか、はい 出川議員

○13番（出川 康二議員） それをですね、先ほど申し上げたように各市にですね、どの程度の資料なのかちょっとわかりませんが置いていただいて、それは各担当の水道部局で結構ですし、そこに置いていただいてですね、我々にはそういう物を参考にできるようにしていただきたい、それを我々で見させていただいて、まあここでの具体的な質問をしますと大変時間かかりますから、それは省きますけれども、そういう物としてお願いできるのでしょうか。  
各市に1冊ずつ置いていただく、これでよろしいですか。

○議長（田中 一吉議員） 答弁願います、はい、寺内所長

○所長（寺内 正満） 所長の寺内でございます。

資料の配付につきましては、今、出川議員の指示に沿いまして、各市に、相当な厚さになりますので、都度都度中間報告もそうございましたけれども、各市にはお届けをしている現状でございます。

最終結果報告につきましても、そういう形で三市さんと協議の上ですね、部数についても話をして置くようにいたしたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（田中 一吉議員） 各市に資料提供をするということで答弁をいただきましたので、他にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（田中 一吉議員） ないようですので、日程第7報告事項についてはこれで終わります。

続きまして日程第8議案第1号泉北水道企業団職員の育児休業等に関する条例及び泉北水道企業団職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題といたします。

それでは、理事者より提案理由の説明を願います。

○庶務課長（定 等） 庶務課長の定でございます。

ただいま、上程されました、議案第1号泉北水道企業団職員の育児休業等に関する条例及び泉北水道企業団職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について理由並びに内容について御説明申し上げます。

まず、理由についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことにより、泉北水道企業団職員の育児休業等に関する条例及び泉北水道企業団職員の勤務時間等に関する条例においても所要の改正が必要となったものでございます。

次に内容でございますが、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

それでは、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第1条関係 泉北水道企業団職員の育児休業等に関する条例の第1条、目的に関する規定でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき職員の育児休業等に関する必要な事項を加えるものでございます。

次に第2条は、育児休業をすることができない職員の要件の緩和をするもので、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、育児休業をすることができることとするものでございます。

次に2ページ目をお願いいたします。

第2条の2は再度の育児休業をすることができる場合の規定でございますが、出生の日から57日以内に育児休業をした職員は、特別の事情がなくても再度の育児休業の取得を可能とするものでございます。

次に第3条の第1号は、第5条の改正に伴う規定の整理をするもので、第4号は、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業計画書を提出して最初の育児休業をした後3月以上経過した場合に再度の育児休業をすることができるものとするものでございます。

3ページをお願いいたします。

第5号は、子の出生の日から57日以内に最初の育児休業をした職員は、特別な事情がない場合であっても、再度の育児休業をすることができるよう育児休業法が改正されたことに伴う字句の整理をするものでございます。

次に第5条は、職員以外の子の親が常態として、その子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取消事由には当たらないこととするものでございます。

次に第7条の2は育児短時間勤務をすることができない職員として、育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員及び定年を延長された職員を規定するものでございます。

次に4ページ目をお願いします。

第7条の3は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情を規定するものでございます。

次に5ページ目をお願いします。

第7条の4は、育児短時間勤務の勤務形態を規定するものでございます。

次に6ページをお願いします。

第7条の5につきましては、育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求手続きは1月前までに行うものとするものでございます。

次に第7条の6は、育児短時間勤務の承認の取消事由の規定についてでございます。

次に7ページをお願いします。

第8条は、部分休業をすることができない職員の規定でございまして、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、部分休業をすることができることとする改正等に伴いまして規定の整理をするものでございます。

第9条につきましては、部分休業の提議を行うものでございます。

次に8ページをお願いします。

泉北水道企業団職員の勤務時間等に関する条例の一部改正、第2条関係でございます。

育児短時間勤務の取得を可能とするため、第2条では勤務時間、第4条では週休日及び勤務時間の割り振りの取り扱いにつきまして、規定の整備を行うものでございます。

次に恐れ入りますが、本条例改正案に戻っていただきまして、最後の附則でございますが、第1項は、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は、この条例は、施行日前の条例の規定により申し出た計画は改正後の条例の規定により申し出た計画とみなすものでございます。

以上、泉北水道企業団職員の育児休業等に関する条例及び泉北水道企業団職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 一吉議員） 説明が終わりました。本件について、質疑御意見ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（田中 一吉議員） 質疑、御意見ないようですので、これを終わります。  
お諮りいたします。本件について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（田中 一吉議員） 異議なしと認め、日程第8議案第1号泉北水道企業団職員の育児休業等に関する条例及び泉北水道企業団職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、日程第9、議案第2号平成22年度泉北水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。  
理事者より提案説明を願います。

○次長（西田 敬一） 次長の西田でございます。

只今、上程されました議案第2号平成22年度泉北水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、その理由並びに内容について御説明申し上げます。

まず、補正を要する概要でございますが、収入で営業外収益の雑収益による増額でございます。

これは、当初予算に1,128千円を計上しておりましたが、社団法人大阪府市町村職員互助会の清算に伴う分配金、1,633千円の受入がございまして、これを増額補正するものでございます。以上が、補正を要する概要でございます。

それでは、補正の内容について御説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算の1ページをお願いいたします。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございまして、収入の第2項、営業外収益で1,633千円を増額補正し、水道事業収益を351,109千円とするものでございます。なお、詳細につきましては、2ページ以降に記

載しておりますので、御参照賜り、よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（田中 一吉議員） 説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（田中 一吉議員） 質疑ないようですので、これを終わります。  
これより討論に入ります。討論のある方は挙手願います。

（挙手するものなし）

○議長（田中 一吉議員） 討論なしと認め、これを終わります。  
これより採決いたします。本件について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（田中 一吉議員） 異議なしと認めます。  
よって日程第9議案第2号平成22年度泉北水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、原案どおり可決することと決定いたしました。  
次に日程第10議案第3号平成23年度泉北水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。  
理事者より提案説明願います。

○所長（寺内 正満） 所長の寺内でございます。

只今、議題となりました、議案第3号「平成23年度泉北水道企業団水道事業会計予算」につきまして御説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。総則の第2条、業務の予定量でございますが、構成三市さんと協議をいたしまして、年間総給水量を580万立方米、一日平均給水量15,890立方米を予定いたしております。第3条の収益的収入及び支出につきまして、まず、収入におきましては、第1款、水道事業収益349,456千円を計上をいたしております。

内訳でございますが、三市さんからの給水料金でございます、第1項、営業収益348,348千円と、第2項の営業外収益では企業団用地を(株)KDDIに貸し付けをいたしております、土地賃貸料等の収入による1,108千円でございます。

次に支出でございますが、第1款、水道事業費用346,114千円を計上いたしております。内訳といたしましては、第1項の営業費用といたしまして332,627千円で受水に係ります原水費、職員給与費等を含めた浄水及び送配水費と、総係費及び減価償却費等の計上をいたしております。第2項、営業外費用といたしまして、議会費及び消費税等で13,387千円を、第3項、予備費といたしまして100千円を計上いたしております。

以上を収支いたしますと、当年度では、3,342千円の純利益を見込んだものでございます。

次に2ページ目に移りまして、資本的収入及び支出の第4条でございますが、収入の第1款、資本的収入につきましては、ゼロでございます。

支出につきまして、第1款、資本的支出21,063千円を計上いたしております。これは、超音波流量計取替工事と水道施設の維持管理費用としての建設改良費でございます。

次に第5条は、債務負担行為でございます、これは、23年度から2年間にわたり、水道事業の広域化に取り組む為の計画策定業務を委託する費用といたしまして、29,000千円の限度額を定めたものでございます。

次に、第6条は、一時借入金の限度額を40,000千円とするものでございます。第7条は、各項経費の流用事項を定めております。

次に、3ページに移りまして、8条は、議会の議決を必要とする流用事項をそれぞれ定めているものでございます。

9条は、たな卸資産の購入限度額を定めたものでございます。なお、詳細につきましては、4ページ以降に予算実施計画及び資金計画ほか各資料を記載しておりますので、御参照を賜りまして、よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（田中 一吉議員） 説明が終わりました

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

はい、高橋議員。

○6番（高橋 登議員） 泉大津の高橋でございます。

ただいま、予算審査の御提案をいただいたところでありますけれども、この予算審査に関連をさしていただきまして、実はあの、昨年より当企業団議会で議論となっております、当企業団用地の売却問題に関しまして、和泉市からの和泉第95号の公文書2通が存在をしたことについての問題で、実はまあ今議会が私共議員の任期最終議会でありまして問題を提起をさしていただいた責任として一定のけじめとして、是非意見をこの場で述べさせていただきたいというふうに存じます。

議長、ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（田中 一吉議員） 簡潔にお願いします。

○6番（高橋 登議員） 当然、事実関係、あるいは評価が違う部分につきましては議事を拝聴させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

昨年2月議会及び10月議会で提起をさせていただいた、王子グラウンドに係る、当泉北水道企業団用地を和泉市に売却する問題に関しまして、まず平成21年の10月23日付で当企業団から辻宏康 和泉市長あてにグラウンド等工事に係る申入書が出されておる、この申入書を受け付けた和泉市 都市デザイン部道路河川課の森下幸彦課長補佐が文書番号 和泉道第95号として起案をし、グラウンドと工事に係る申入れ書についての市長決裁を仰ぐための伺いを、10月26日付けで出しております。

この決裁伺いには、上伯太線整備事業に係る見出しのことについて、平成21年10月23日付 泉水企第504号をもって、泉北水道企業団企業長 阪口伸六氏より、協議事項の成立？について申し入れがありましたので、これまでの協議を踏まえ、別紙（案）のとおり回答してよろしいか。との伺い文を附して、その日のうちに市長決裁を仰いだ上で、当企業長宛にグラウンドと工事に係る申入れ書についての回答書を企業団職員に手渡したものでございます。

回答書を受け取った当企業団職員は、文書受付後に受付記録を記入をした後、当企業団企業長に回答書原本を持参をしたところ、内容が具体的すぎる等々の指摘を受け、和泉道 第95号の差し替えを求められたものでございます。

泉北水道職員は企業長の意向を受け、再度和泉市に出向き、当該企業長の意向を伝えるとともに当公文書の差し替えを要請したも

のであります。

和泉市はこれらの要請に答える形で、改めて10月26日、同日付で和泉市都市デザイン部 部長 金谷博文 名で和泉道第95号の公文書を当該企業団 企業長あてに出し直したものと推測をされます。

和泉市当局は、公文書の差し替えに当たっては所定の手続きを怠り、市長決裁を得た当初の和泉道第95号の公文書の廃棄処理をしなかったことで、当該文書が外部に流出をしたものというふうと考えられます。

昨年2月の泉水議会において当企業団からの申し入れ及び和泉市からの回答書の公開と提示を私共の方から求めたところ、和泉道第95号の公文書が2通存在するという事態が発覚したものであります。

その後、和泉市において、文書番号 和泉道第95号の廃棄手続きが、いまだとられていないとするなら、現状においてもなお、同番号の公文書が存在することとなり、今後においても和泉市の公文書の管理の問題を残す結果というふうになっておるというふうに思います。

昨年10月の泉北水道企業（団）議会におきましても、私の質問に対しまして、辻市長は自ら決裁指示？した公文書の存在を否定する言動を繰り返したことは誠に残念な事でございます。議会軽視に繋がるものと言わざるをえないというふうに考えております。

昨年10月の泉北水道（企業団）議会においても、私の質問に対しまして、あるいは、議会の軽視に繋がるというふうに私は認識をしております。

今後、このような事が繰り返されることのないように、誠意を持って対応されるよう要請させていただきます。

また、泉北水道企業団企業長にあつては、一部事務組合という自治体の長として、自治体間の公文書について慎重な取り扱いと文書規定を遵守した対応を改めてお願いをするものでございます。

グラウンド等に係る申入書についてのこの間の当議会での議論につきましては、単に手続き上のミスを指摘をして追求することを目的にしていることではないことは十分に承知をいただいていることというふうに存じますが、当企業団用地の売却に関し双方誠意を持って対応をし、早急に解決を計られるよう強くこの場で要望をさしていただきまして、当企業団用地の売却問題に関しましての私の総括的な意見といたしたいというふうに思いますので、ひとつこの部分でけじめをつけさしていただき、私の御意見に変えさせていただきたいというふうに思います、よろしくをお願いいたします。

○企業長（阪口 伸六市長） 議長、議長

○議長（田中 一吉議員） いやいや、ちょっと待って下さい。

○企業長（阪口 伸六市長） いやちょっとね、こんな話容認出来ませんよ。

そんな話ね、待って下さいよ、差し替えを要請した、この事実ですよ、事実はどこにあるんですか。  
それはっきりして下さいよ。

○議長（田中 一吉議員） 意見ですから

○企業長（阪口 伸六市長） そんなもん、どこにそんな事実があるねん。

（議長、ちょっと暫時休憩したら という声あり）

○企業長（阪口 伸六） そんなことまでね、何で言われなあかんのですか。

文書の取り扱いがどうのこうのだけならばまだしもね、差し替えを要請したとか、辻市長がどうのこうの、そんな馬鹿なことある  
かい、ちょっと待って下さい、これは否定する。否定だけはさしてもらいますわ。

（議長 という声あり）

○議長（田中 一吉議員） 暫時休憩

○議長（田中 一吉議員） 休憩前に引き続き、ただいまより会議を始めます。

高橋議員に対する、意見がございましたが、企業長どうぞ。

○企業長（阪口 伸六市長） 議会の貴重なお時間、無駄にいたしまして、どうも恐縮に存じます。

先ほどの高橋議員の御指摘についてでございますが、私といたしましては一部事実関係と異なると思われる部分もありますが、これは見解の相違といたしまして、その辺は御要望として受け止めさせていただきます。以上です。

○議長（田中 一吉議員） 他にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（田中 一吉議員） ないようでありますので質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論のある方は挙手願います。

（挙手するものなし）

○議長（田中 一吉議員） 討論なしと認め、これを終わります。これより採決いたします。  
本件について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（田中 一吉議員） 異議なしと認め、日程第10議案第3号平成23年度泉北水道企業団水道事業会計予算につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、すべての議案審議が終了いたしました。慎重御審議ありがとうございました。

閉会に先立ちまして、企業長より挨拶の申し出がございますので、これを許可いたします。

○企業長（阪口 伸六） 本日は、お忙しい中議員各位におかれましては御出席を賜り、また時間もいただきまして誠にありがとうございます。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして、原案どおり御可決御承認をいただき誠に御礼申し上げます。企業団の財政状況につきましては、当年度純利益が約3,800千円見込まれ、利益剰余金は140,000千円となる見込みでございます。この不

景気の折りにたいへん喜ばしいことですが、何分自然が相手の水道事業でございますので一度渇水する年があれば、たちまち赤字経営に戻る危険もはらんでおります。今後とも、両副企業長さんと力を合わせ、職員を督励いたしまして、原水確保並びに安定供給にむけて、全力で取り組んで参りたいと存じます。

最後に、議員の皆様方におかれましては、母市の予算議会もございます。また、寒さもしばらくの間厳しくなっております、どうかくれぐれもご自愛を賜りまして、御健康には御留意をいただきまして、市政運営に御尽力をいただきますようお願い申し上げます、閉会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（田中 一吉議員） 企業長の挨拶が終わりました。

以上をもちまして平成23年泉北水道企業団議会第1回定例会を閉会いたします。

慎重御審議いただきまして、ありがとうございました。

---

閉 会

平成23年 2月10日 午前11時27分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

平成23年 2月10日

会議録署名議員

泉北水道企業団議会議長 田 中 一 吉

泉北水道企業団議会議員 森 博 英

泉北水道企業団議会議員 出 川 康 二